

障害補償・見舞金制度における見舞金請求手続き等に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、障害補償・見舞金制度における見舞金の支給額及び請求手続き等に関して必要な事項を定める。

（見舞金の支給額）

- 第2条 障害補償・見舞金制度規程第5条第1項第1号および第2号に規定する死亡事故が発生した場合、個人会員の法定相続人に対して、200万円を支給する。ただし、同一の事由に対してすでに後遺障害見舞金を支給している場合は支給しない。
2. 障害補償・見舞金制度規程第5条第1項第3号に規定する後遺障害事故が発生した場合には、別表に掲げる後遺障害の分類に応じて、別表に掲げる金額を後遺障害見舞金として支給する。ただし、傷害を被った日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときには、傷害を被った日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定するものとする。

（見舞金の請求手続）

第3条 本規則に従い見舞金の支給を請求する場合、個人会員またはその法定相続人は、下記の書類を本連盟に提出しなければならない。

- （1）障害補償・見舞金制度規程第5条第1項第1号および第2号に規定する死亡事故の場合
- イ. 死亡診断書もしくは死体検案書
 - ロ. 事故報告書
 - ハ. その他、本連盟が必要と認める書類
- （2）障害補償・見舞金制度規程第6条第1項第3号に規定する後遺障害事故の場合
- イ. 後遺障害診断書
 - ロ. 事故報告書
 - ハ. その他、本連盟が必要と認める書類

（確認資料）

第4条 本連盟は、傷害補償・見舞金制度の適用対象となる登録会員であるかを以下の資料で確認する。

- （1）障害補償・見舞金制度規程第4条第1項に該当する場合
- 本連盟会員登録システムにて、登録完了が確認できる画面資料
- （2）障害補償・見舞金制度規程第4条第2項第1号に該当する場合
- 本連盟会員登録システムにて、登録申請が確認できる画面資料

- (3) 障害補償・見舞金制度規程第4条第2項第2号に該当する場合
本連盟登録団体に対して提出された所属加入意思が確認できる資料（入部
届や加入申込書等、書面にて確認できるもの）

（改廃）

第5条 この規則の改廃は、会長の決裁を経て行う。

附則

1. この規則は、2023年6月9日に制定し、2023年度の傷害補償・見舞金制度から適用する。

(別表)

後遺障害の別		見舞金 支給額
第1級	1. 両目が失明したもの 2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの	2,000 万円
第2級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの 2. 両眼の視力が 0.02 以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,000 万円
第3級	1. 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの	2,000 万円